

令和6年度 介護保険負担限度額認定証の更新について（お知らせ）

【1】 更新手続きについて

現在認定証をお持ちの方については、被保険者の住所地又は送付先設定の住所に更新申請書を送付します。必要事項を記入のうえ、姫路市介護保険課へ6月28日（金）までに提出をお願いします。

（提出の方法）

- ① 郵送する場合、更新案内に同封している返信用封筒で申請書を提出してください。
- ② 窓口を持参する場合、介護保険課窓口、各支所・出張所・サービスセンター・保健福祉サービスセンター、駅前市役所、家島事務所の各窓口へ申請書を提出してください。（家島以外の地域事務所では受付していません。夢前・香寺・安富の地域の方は各地域の保健福祉サービスセンターへお越しください。

※申請書を紛失している場合は、ホームページの「各種申請手続きのご案内」→「手続きの概要」ページより申請書をダウンロードしてご使用ください。

※ダウンロードできない場合は、各支所・出張所・サービスセンターと保健福祉サービスセンターにも申請書を備え付けています。

（注意事項）

- ・必要事項の記入もれなどの不備がある場合、介護保険課から問い合わせや再提出の依頼をします。不備の修正に時間を要する場合は、認定結果の通知が遅れることがあります。特に「預貯金等に関する申告欄」と「同意書の署名欄」の記入もれにご注意ください。
- ・6月28日（金）の締切日以後も受付しますが、その場合は認定証等の発送が8月1日以降になる場合がありますので、ご了承ください。
- ・8月以降も継続して認定を受けるための最終の締切日は8月31日（土）です。
9月1日以後の受付は新規申請となり、添付書類が必要になるほか、認定期間の開始は提出した月の初日になりますので、特にご注意ください。

【2】 有効期限について

今回新たに認定する負担限度額の有効期限は、令和7年7月31日までとなります。

負担限度額認定の有効期限は、8月1日から翌年7月末日までとなっており、毎年申請が必要です。

※8月1日以降については、必ず新しい認定証を施設等に提示の上、サービスをご利用ください。
新しい認定証は7月末に送付予定です。

居住費の負担限度額が変更になります

近年の光熱費・水道費の高騰や、在宅で生活する方との負担の均衡を図るため、居住費の基準費用額が令和6年8月より1日60円引き上げられます。これに伴い、居住費の負担限度額も1日60円引き上げられます。

令和6年8月からの居住費・食費の1日の負担限度額

※（ ）内は令和6年7月までの金額

段階	居住費（滞在費）					食費	
	ユニット型 個室	ユニット型 個室の 多床室	従来型個室		多床室	施設 サービス	短期入所 サービス
			介護老人保健施設 介護医療院 短期入所療養介護	介護老人福祉施設 短期入所生活介護			
1	880円 (820円)	550円 (490円)	550円 (490円)	380円 (320円)	0円	300円	300円
2	880円 (820円)	550円 (490円)	550円 (490円)	480円 (420円)	430円 (370円)	390円	600円
3-①	1,370円 (1,310円)	1,370円 (1,310円)	1,370円 (1,310円)	880円 (820円)	430円 (370円)	650円	1,000円
3-②	1,370円 (1,310円)	1,370円 (1,310円)	1,370円 (1,310円)	880円 (820円)	430円 (370円)	1,360円	1,300円

認定要件

第1段階	生活保護受給者または 市民税非課税世帯 の老齢福祉年金受給者で、 預貯金等の合計が 単身 1,000 万円(配偶者がいる場合は 2,000 万円) 以下。
第2段階	市民税非課税世帯 であって、本人の課税年金収入額と 非課税年金収入額 （※1）と合計所得金額の合計が 80 万円以下 の方で、 預貯金等の合計が 単身 650 万円(配偶者がいる場合は 1,650 万円) 以下。
第3段階①	市民税非課税世帯 であって、本人の課税年金収入額と 非課税年金収入額 （※1）と合計所得金額の合計が 80 万円超 120 万円以下 の方で、 預貯金等の合計が 単身 550 万円(配偶者がいる場合は 1,550 万円) 以下。
第3段階②	市民税非課税世帯 であって、本人の課税年金収入額と 非課税年金収入額 （※1）と合計所得金額の合計が 120 万円超 の方で、 預貯金等の合計が 単身 500 万円(配偶者がいる場合は 1,500 万円) 以下。

※1) 利用者負担段階の判定に用いる収入には、非課税年金(遺族年金・障害年金)収入も含まれます。

※2) 市民税非課税世帯であっても、別世帯にいる配偶者(世帯分離している場合も含む)が市民税課税者である場合は、認定にはなりません。

※3) 2号被保険者(40歳から64歳まで)の預貯金等の基準額は第1段階と同じです

※4) 市民税課税層における特例減額措置・・・市民税課税世帯で、かつ施設に入所し食費・居住費を全額負担した結果、もう一方の配偶者が生計困難に陥る場合は、申請により負担限度額が認定されます。詳しくは別途お問い合わせください。